

令和元年農林水産省告示第480号（農薬取締法第4条第1項第5号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）の一部改正案についての意見・情報の募集の結果について（案）

1. 意見募集の概要

（1）意見募集の対象

令和元年農林水産省告示第480号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）の一部を改正する告示

（2）意見募集の周知方法

関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

（3）意見募集期間

令和5年12月28日（木）～令和6年1月26日（金）

（4）意見提出方法

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ・郵送

（5）意見提出先

農林水産省消費・安全局農産安全管理課

2. 意見募集の結果

（1）御意見提出者数

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov） 1通
- ・郵送 0通

（2）御意見の延べ総数 1件

(別紙)

令和元年農林水産省告示第 480 号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）の一部を改正する告示に対する意見・情報の募集に寄せられた意見・情報の概要及びそれに対する考え方（案）

	御意見	御意見に対する考え方
1	微生物や、害虫の天敵を使う場合も、農薬扱いされていますが、化学農薬とは違い、無差別に他の生物に影響を与えたり、残留物がヒトに影響を与えるものとは違いますので、登録時の審査は簡素な基準でいいのではないのでしょうか？	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>農薬取締法上「天敵（天敵農薬及び微生物農薬の総称）は、これを農薬とみなす」と規定されており、天敵農薬及び微生物農薬についても最新の科学的知見に基づき農薬の安全性その他品質に関する審査を行っています（農薬取締法第 2 条第 2 項、第 3 条第 4 項）。</p> <p>天敵農薬及び微生物農薬は化学農薬と異なり、その生物学的特性から好適な環境においては増殖するという性質があります。</p> <p>微生物農薬については、人畜に対して病原性を有するか、感染することにより人畜の健康に有害な影響をもたらすか、天敵農薬については、人畜の病原性を媒介する可能性があるか、刺咬等の攻撃性を有する可能性があるか等の観点からの評価が必要と判断し、農薬取締法第 4 条第 1 項第 5 号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を見直したところです。</p>